

犬山市議会第47号議案

犬山市土地開発公社定款の変更について

犬山市土地開発公社定款の一部を別紙のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、犬山市土地開発公社の役員の人数を変更するため必要があるからである。

犬山市土地開発公社定款の一部を変更する定款

犬山市土地開発公社定款（昭和４９年３月２０日愛知県知事認可）の一部を次のように変更する。

第６条第１号中「８人以上１２人以内」を「１２人以内」に改める。

附 則

この定款は、愛知県知事の認可の日から施行する。

○犬山市土地開発公社定款の一部変更のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
（役員） 第6条 略 （1） 理事 <u>12人以内</u> うち理事長 1人 副理事長 1人 常務理事 1人 （2） 略	（役員） 第6条 略 （1） 理事 <u>8人以上12人以内</u> うち理事長 1人 副理事長 1人 常務理事 1人 （2） 略